

II 受験資格等

熊本県での受験資格を有する方は、次の1の「受験地の基準」を満たす方であって2の「受験対象者」に該当する方とします。

なお、3の「受験者の留意点」に該当する場合は、本試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2に定める登録を受けることはできません。

1 受験地の基準

受験地については、受験申込の時点において以下に該当する方は、熊本県が受験地となります。

- ・対象業務に従事している場合は、勤務地が熊本県内にある方。
- ・対象業務に従事していない場合は、住所が熊本県内にある方。
(この場合は、住民票の添付が必要です)

〈具体例〉

受験申込書を提出する時点での就業状況	勤務地	住所地	受験地
受験資格に係る業務に従事している	熊本県	熊本県	熊本県
	熊本県	福岡県	熊本県
	福岡県	熊本県	福岡県
受験資格に係る業務に従事していない (無職の者を含む)		熊本県	熊本県
		福岡県	福岡県

2 受験対象者

A及びBの期間が通算して5年以上であり、
かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者

No.	対象業務	参照	必要実務経験期間
A	法定資格取得後その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	別表A P20	通算して 5年以上
B	相談援助の業務に従事する者が、当該業務に従事した期間	別表B P21	かつ、 900日以上

- 算入できる実務経験従事期間は、当該資格の登録日以後の期間です。
- 業務については、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来の業務として明確に位置づけられていることが必要です。

※当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接援助ではない研究業務・教育業務・営業・事務等に従事している期間は、実務経験期間に含まれません。

(2019年度熊本県介護支援専門員実務研修受講試験「試験案内」より抜粋)

(別表A)

法定資格に基づく業務に従事する者。

法定 資格 コード	資 格 名	法定 資格 コード	資 格 名	法定 資格 コード	資 格 名
01	医 師	08	理 学 療 法 士	15	言 語 聴 覚 士
02	歯 科 医 師	09	作 業 療 法 士	16	あん摩マッサージ指圧師
03	薬 剤 師	10	社 会 福 祉 士	17	は り 師
04	保 健 師	11	介 護 福 祉 士	18	き ゅ う 師
05	助 産 師	12	視 能 訓 練 士	19	柔 道 整 復 師
06	看 護 師	13	義 肢 装 具 士	20	栄養士 (管理栄養士含む)
07	准 看 護 師	14	歯 科 衛 生 士	21	精 神 保 健 福 祉 士

(別表B)

相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者			
職種コード	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
101	特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第11項	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
102	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第21項	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
103	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第22項	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
104	介護老人福祉施設 ※介護保険法第8条第27項	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
105	介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第28項	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
106	介護予防特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条の2第9項	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
107	(計画相談支援) 指定特定相談支援事業所 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
108	(障害児相談支援) 指定障害児相談支援事業所 ※児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
109	生活困窮者自立相談支援事業所 ※生活困窮者自立支援法第2条第2項	主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年社援発0727第2号）自立相談支援事業実施要領3の(2)ア

3 受験者の留意点

以下の事項に該当する方については、本試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 法第69条の38第3項の規定による業務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者